

ADR申立へのご参加、ありがとうございます。このニュースは、申込み世帯単位でお送りしています。現在複数世帯に分かれている方には、複数部同封しましたので、転送ください。

## 飯館村民 ADR 弁護団結成にあたって

共同代表 弁護士 河合弘之

福島原発事故の3ヶ月後、私は飯館村を訪ねた。役場の前の地蔵さんから流れる飯館村民歌「山美しく水清らかなその名も飯館わがふる里よ…」を聴いた。涙が止まらなかった。私は誓った。「絶対に東電に償いをさせる」と。しかし直後から私は差止訴訟、株主代表訴訟、刑事告訴などに忙殺され、飯館村の人々の支援に手がまわらなかった。

それから3年、突然保田弁護士を通じて長谷川健一さんが言ってきた。「もう、我慢できない。危機的状況だ。このままだと飯館の村民はバラバラのままになって棄民される！」私は驚いた。「最大の被害者である飯館村民はそれなりの処遇を受けていたのではないのか！！」そうではなかった。「皆が団結してADRの申し立てをしたい。代理人になってくれ！！」と長谷川さん。

私は躊躇なく引き受けた。「飯館の人たちと手をつないで闘おう。」私の胸には熱いものが湧いてきた。原発差し止めは一番重要だがある意味では理念的な闘いだ。「未来世代のため、国の安全のため」など。しかし損害賠償は違う。被害者のために直接役に立つ闘いだ。

東電の経営陣はふたつの使命を負っている。「誠意ある賠償」と「会社の再建」(金の節約)。このふたつは相反する面を持つ。利益相反

だ。そして今、彼らは後者に大きく舵を切りつつある。それを国が陰で後押ししている。「余り金を出すな」と。今が潮流の変わり目だ。ここで押し返さないでいつ押し返すのか。「石の上にも三年」と言うではないか。飯館村の人たちは十分に待った。これ以上我慢を強いられる理由はない。

今回のADR集団申立のもう一つの意味は「集団形成」だ。6000人強の住民のうちの半数がADR申立を決断したということの意味は大きい。集団を形成してこそ正しい要求を強く突きつけて、国・県・東電・政治を動かすことができる。そして集団形成は「完全賠償請求」というような切実かつ継続的な闘いのなかで初めて可能になるのだ。日常的に連絡しあい、討議し合う中で、強い集団は形成されていく。「カネを取って終わり」ではなく、その先の本当の生活再建、ふるさと再興を見据えた運動でなければならない。

そのための場、運動としてADRの集団申立は誠にふさわしい。

「謝れ、償え、なくせ原発」という視点を忘れることなく、闘おう。

飯館村民のみなさまに申しあげたい。「私たち弁護士は最後の最後まで皆さんと一緒に」。

## ■ 弁護士事務局からのご連絡 今後の弁護士活動について

9月21日現在で、3,201人から申込みをいただき、すでに2,627人から正式委任を受けました(19地区、662世帯)。引き続き問い合わせのお電話を頂いておりますので、申立人の数は、今後も更に増える予定です。

各世帯ごとに担当弁護士を決定しだい、直接、各世帯の代表の方にご連絡しますので、しばらくお待ちください。



佐藤忠義事務局長と五十嵐弁護士  
福島県青少年会館での書類作成会

ADR申立は、段階的に行うことにしました。最初の申立としては、飯舘村の皆様へ共通する損害として、初期被ばくの慰謝料請求と避難慰謝料の増額請求を予定しています。

### そのために、まず10月末をめどに、世帯主の方と面談し、「陳述書」を作成します

「陳述書」とは、ADR申立のために必要な、聞き取り書のことです。陳述書は、担当弁護士が、みなさまのお話を聞かせていただいて作成します。そのために、代表の方には、担当弁護士との面談をお願いします（面談の際、代表の方以外のご家族の方にご同行いただいてももちろんかまいません。）

これは決して、代表以外の方を軽視しているわけではなく、まずは、地域全体から幅広くご事情を伺い、準備を進めたいという戦略にもとづくものです。不動産や農機具の賠償をはじめとする個別の問題については、追加で申立を行います。これにより、手続上不利益となることはありませんので、ご安心下さい。もちろん、「自分はこういう被害を訴えたい」という事項がございましたら、遠慮なく、担当弁護士にご連絡ください。

それでは、困難な闘いではありますが、弁護士も全力を傾注しますので、ともにがんばりましょう。



左から長谷川健一団長、海渡弁護士、河合弁護士、保田弁護士、中川弁護士、大森弁護士

## Q & A みなさまから、よく寄せられている質問にお答えします。

Q：ADR申立に参加すると不利益をこうむる（慰謝料の支払いが止まる）と聞いたのですがホント？

A：そのようなことはありません。万が一不利益を受けるようなことがあれば、弁護団までお知らせください。

Q：申立に必要な書類を教えてください。

A：飯館村原発ADR手続依頼書、委任状、アンケート、住民票原本、戸籍謄本原本をご提出いただいて、はじめて正式なご依頼となります(これらの書式がお手元にない場合は、事務局にお問い合わせください)。

Q：書類は提出したのですが、担当弁護士との面談はいつになりますか？

A：10月中を予定しています。担当弁護士からの連絡をお待ちください。

Q：提出した書類が、他の人に知られないか心配です。

A：書類は弁護団が責任を持って管理しますので、ご安心ください。

Q：申し立てても申し立てなくても、いずれもらえるようになると思いますか？

A：そのようなことはありません。成果を出すためには、申立団に参加し、闘うことが重要です。

Q：報酬は5%+消費税とある。合計13%なのか？

A：違います。消費税は、報酬額に対するものです。現行消費税は8%ですから、5.4%になります。

---

## 弁護士による聴き取りのポイント

共同代表 弁護士 海渡雄一

---

### 1 まいでいな村飯館

事故によって奪われたみなさんの故郷である飯館村が、豊かな自然、肥沃な農地・牧草地、酪農や肉牛の肥育、トルコキキョウの栽培、そして村民の助け合いの中での心安らかで、楽しみの溢れた生活があったということをお話ください。

### 2 初期被曝を増加させた要因について

飯館村の住民は浜通りの人々に比して高い初期被ばくを受けています。このような初期被ばくは、早期避難によって避けられたものですが、一旦避難したのに村は安全だとする「専門家」の講演を信用して村にとどまった結果です。いったん避難された方々で、どういう情報に基づいて行動されていたかという点や、子どもさんたちを中心に健康問題についてお話しください。

### 3 避難の経過について

避難における統一の方針の欠如が、集落の住民をバラバラにしまいました。ご家族が、どのような経路、方法で避難したのか、伺います。

### 4 今後の生活の見通しについて

今後の生活について見通しが立たないことについての、皆さんの悩みをお聞きしたいと思います。多くの村民は、長期にわたり、避難を継続し、新しい生活を送りながらも、飯館村の自宅と農地を保全し、遠い将来の帰還に備える、一方で避難生活を継続しなければならぬ苛酷な二重生活を強いられています。損害賠償は、このような被害の総体をしっかりと支えるような内容にします。



### 5 不動産など個別の賠償

東電の提示に不満な点、不動産などの損害賠償の増額を求める理由に関する個別事情についても、具体的に要望事項をお話し下さい。

9月9日東京での弁護団会議で飯館村の申立団の思いを述べる佐藤公一副団長

---

# 闘いはこれから

申立団 代表 長谷川健一

---

「多くて1000人、かなあ」。

集団申立をやらなければだめだと思った当初、いったいどのくらいの人たちが参加してくれるだろうと、後に世話人になってくれた人たちと話しあいました。計画的避難が指示された直後に飯館村の状況を見に来てくださった保田行雄弁護士に4月に相談に行ったときも、「1000人くらい」と私たちは構想を伝えました。ですから、説明会を各地で開くたびに、ぼん！ぼん！と参加希望者が増えてきたときは、ビックリするとともに「こういう機会を、みんな待っていたんだな。やっぱり、家族をバラバラにされ、農地も山も汚染されたことにもものすごく怒っていたんだよな」と、手応えを感じ、集団申立ての機会を作って良かったと思いました。

世話人のみなさんは大変だと思いますが、私たちの怒りが「数」の力をきちんと発揮できるよう、丁寧に声をかけ、申立の手続きでとまどっている人がいたらお手伝いをお願いします。

弁護士さんたちも私たちの数におどろきつつも、団の増強を着々と進めてくださっています。長い道のりになると思いますが、一枚岩となって取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

みなさん、あとは弁護団に私たちの気持ちをしっかり伝え、一緒に申立を進めていきましょう！

---

## 東電と国は被害者の声を聞け！

### 福島原発事故の被害者集会（仮称）

---

#### 集会の趣旨

申立団代表の長谷川健一さんと福島原発告訴団の武藤類子さんの連名で、全国各地で、福島原発事故に関する集団訴訟やADRへの申し立て、さまざまな裁判や異議申し立てを行っているみなさまに、11月に福島市での「東電と国は被害者の声を聞け！福島原発事故の被害者集会」（仮称）共同開催を呼びかけています。

被害の実情を広く明らかにし、事故の原因と責任を明確にさせ、被害の全体像をふまえた「人間の尊厳の回復」と正当な完全賠償のために、ゆるやかにつながり、お互いに支え合いながら、私たちの思いを大きなうねりにしていきたいと考えています。

申立団からも多くのおみなさまの参加をよびかけます。

日時 11月16日（日）13時～（予定）

会場 福島市公会堂（福島市松木町1番7号）

福島駅より徒歩15分／福島西I.Cより車で20分／福島飯坂I.Cより車で15分

---

飯館村民救済弁護団ニュース No. 1

〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401

保田法律事務所

電話03-5978-3704

飯館村民救済弁護団

共同代表 弁護士 河合弘之

同 弁護士 保田行雄

同 弁護士 海渡雄一

（発行責任者）

事務局長 弁護士 只野靖